

令和7年度 議会報告会

テーマ①

議会基本条例の検証について

スライドの内容

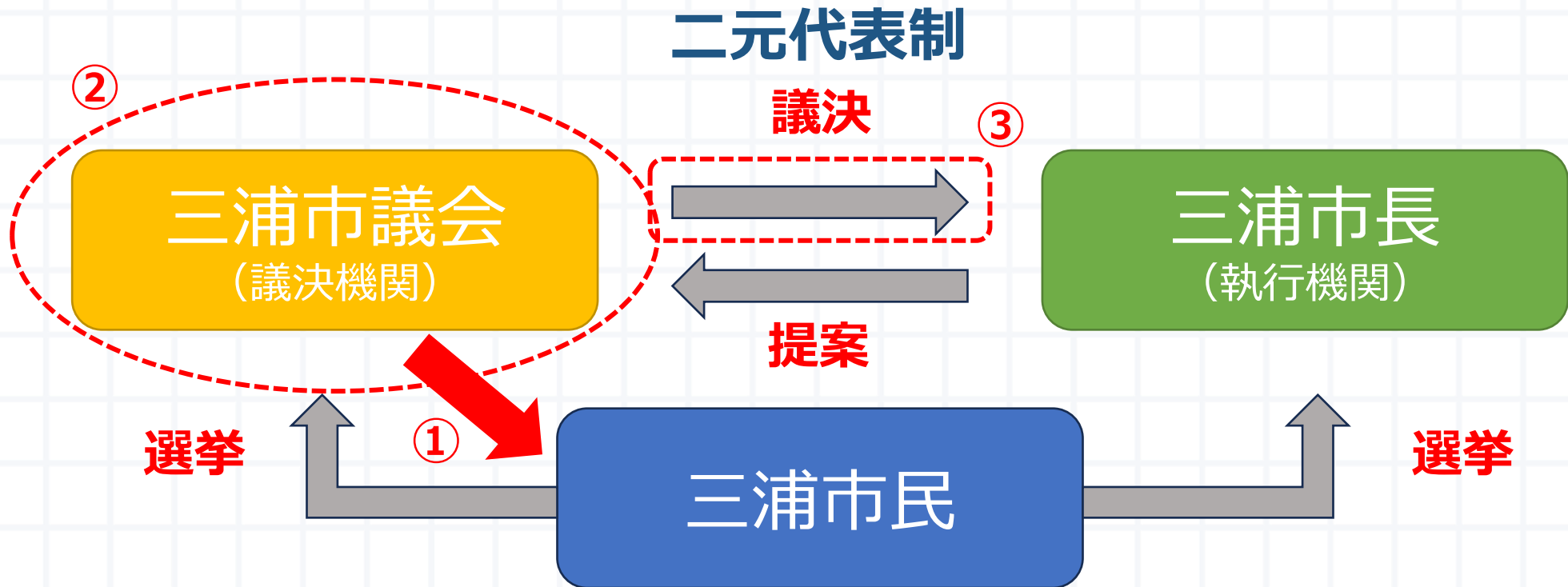
01. **議会基本条例とは**
02. **条例の意義と役割**
03. **条例制定の背景とプロセス**
04. **制定後の成果と変化**
05. **これまでの検証**
06. **今後の方向性**



01.議会基本条例とは

～議会基本条例～

議会の運営をどのように行うのかという基本原則を定めた条例



01.議会基本条例とは

～なぜ今回このテーマを取り上げるのか～

運用の固定化

議員構成の変化

情報発信手段
の多様化

～条例の目的と位置づけ～

第1条（目的）

この条例は、二元代表制の下、市民と議会との関係及び議会と行政との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、「市民に開かれた、市民のための議会」を実現するとともに、市民の負託に応え、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2条（位置づけ）

この条例は、議会の最高規範的地位を有し、議会に関する他の条例又は規則、規程その他の議会の告示（以下「議会関係条例等」という。）の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨にのっとり、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

～条例が定める主要内容～

市民に対しての取組

- **議会報告会の実施**
議会活動や議決内容を市民に説明する
- **議会活動に関する情報提供**
議会の審議や活動状況を分かりやすく公表する
- **市民意見の把握**
市民の意見・要望を把握し、議会活動に生かす

議員個人・議会運営

- **議員間討議の実施**
議員同士の議論を通じて意思形成を行う
- **調査・研究活動**
政策立案・提言に向けた調査や研究を行う
- **会議の原則公開**
本会議及び委員会を原則公開とする

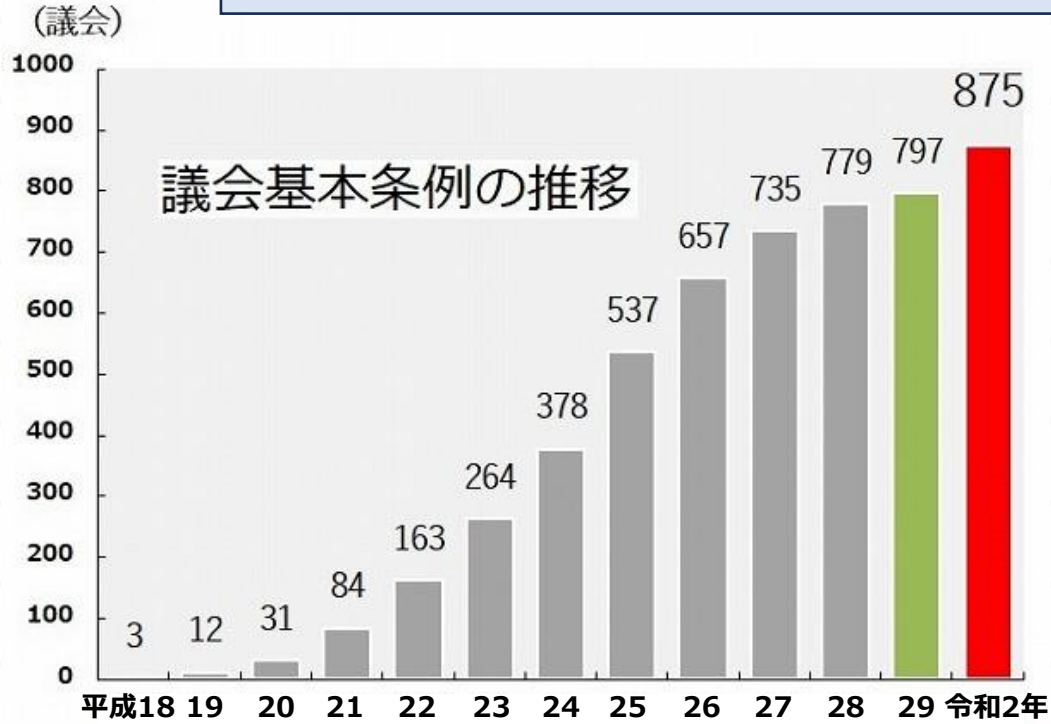
行政に対する取組

- **行政の事務執行の監視**
行政の事務が適切に行われているかを確認する
- **行政評価の実施**
行政の取組や成果を点検・評価する
- **政策提言**
必要に応じて、議会として政策提言を行う

03. 条例制定の背景とプロセス

～制定の背景～

議会改革を意図した全国的な条例制定の加速



地方分権の進展や政治不信の高まり、二元代表制の形骸化への危機感から、議会改革の機運が高まる。



平成18年北海道栗山町が議会基本条例を制定。その後、全国の自治体で水平展開が加速。



三浦市議会においても、「市民に開かれた議会にするきっかけにしたい」と制定検討がスタート。

出典：自治体通信ONLINE『基礎自治体のための議会改革の地図③』を年号のみ和暦に変換

03. 条例制定の背景とプロセス

～制定までのプロセス～



平成23年6月

議会基本条例策定等
特別委員会の設置

平成23年9月

1回目の
委員会を開催

以降、計23回の開催

平成25年1月

研修会および
先進市議会の視察

京都府京丹後市議会
京都府木津川市議会

平成25年1月

市民意見の募集および
市民説明会の実施

平成26年3月

三浦市議会基本条例
を制定

以降、検証の実施

～条例制定がもたらした主な成果～

理念（前文）

議会の役割の再定義、市民のための議会であることの明示、議員の資質向上の重視

市民参加の制度化

Ex.議会報告会を条例に位置づけて実施

わかりやすい議会運営

Ex.一問一答方式を導入

議会と行政の関係整理

Ex.反問権や資料要求の扱いを整理

議会改革の継続性確保

Ex.条例制定後も検証・見直しを継続

～これまでの検証の実績～

平成26年11月

《制定直後の初期検証》

- 条例と実際の議会運営との乖離がないかの確認
- 一問一答方式や電子機器持ち込みなど、新制度の受容状況の確認

平成30年12月

《運用定着後の中間検証》

- 議会報告会（中高生とのフリートーク）についての精査
- 議会だよりのカラー化

令和4年12月

《制定から約10年後の検証》

- 条文、運用ともに改正の必要なしとの判断

平成30年の検証から、全委員を対象としたマークシートでの評価を導入
条文、運用ともに改正の必要はないとの判断に至っていた

～令和7年12月の検証について～



- ① 全議員による検証の実施
- ② 改選時期を見越したスケジューリング
- ③ 十分な審査時間を確保しての議論

～運用面での修正の方向性（特に是正の意見が多かったもの）～

第3条 **情報の公開と市民参加**

第4条 **議会の活動原則**

第14条 **議会図書室の機能強化**

第16条 **議会広報の充実**

～運用面での修正の方向性～

第3条 情報の公開と市民参加

市民との意見交換、その提言を議会活動に反映させる部分について、もっと取り組みを進めるべき。

定例会の内容について、事後でなく会期中に市民にも把握してもらうための運用の改善が必要。

第3条 議会は、議会の会議、委員会等の諸活動（以下「議会活動」という。）に関する情報を積極的に市民に公開し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、議決における議員各自の表決態度について、議会が発行する広報紙及びウェブサイトで公表するものとする。

3 議会は、市民の議会活動に対する関心を高め、理解を得るために、分かりやすい議会運営に努めなければならない。

4 議会は、会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の識見等を反映させるものとする。

5 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と受け止めるとともに、その審査においては提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

6 議会は、全議員による市民に対する議会報告会を開催することにより、議会活動に関する情報を直接市民に提供し、説明責任を果たすとともに、市政全般に関する課題について市民と意見を交換し、市民からの政策の提言を受け、議会活動に反映させるものとする。

陳情処理規定について、再考の余地あり。

～運用面での修正の方向性～

第4条 議会の活動原則

第4条 議会は、「市民に開かれた、市民のための議会」を目指すため、市民を代表する議事機関であることを常に自覚するとともに、公平性、透明性及び信頼性を重視して、政策の立案や意思の決定、市政運営の監視及び評価等を行わなければならない。

2 議会は、重要な行政課題等について議員が自由に意見交換し、相互に理解し、及び一致点を見出す場として政策討論会を開催することができるものとする。

3 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、委員会の審査においては、議員間の討議を通して、合意形成に努めるものとする。この場合において、議員間の討議は、委員長が必要と判断したときに行うものとし、委員長は、議員相互の討議が一定の秩序をもって行われるよう、委員会を運営するものとする。

4 委員会は、社会情勢等により新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした審査を行うよう努めるものとする。

5 委員会は、有識者との懇談会を開催し、議会活動に反映及び活用をすることができるものとする。

6 議会は、共通する課題についての調査研究等を行うため、他の地方自治体の議会との交流及び連携の推進に努めるものとする。

もっと積極的な取組を。

政策討論会は、特に意見の対立が見られる際にもっと積極的に実施を検討すべき。

有識者懇談会は実施というより検討すらできていない状態だ。市職員以外から積極的に情報を求める姿勢が必要。

他の議会との交流及び連携は足りない。県内自治体とは共通の政策課題についてもっと連携が求められる。

～運用面での修正の方向性～

第14条 議会図書室の機能強化

新庁舎移転を待つしかないが、小さい、狭いという現実。

利用者の意見を取り入れることが必要。

第14条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に係る能力の向上に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。

2 議会図書室は、その目的を妨げない範囲内において、市民等の利用に供することができるものとする。

市民等の利用については周知のための施策が何もない。

新庁舎移転の際にどのような運用を行うべきかは検討すべき。

～運用面での修正の方向性～

第16条 議会広報の充実

多様な広報手段の活用は検討できていない。事務局の負担は最小化する前提で、この部分のアプローチは必須となる。

第16条 議会は、議会活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問の内容等について、議会が発行する広報紙及びウェブサイトで市民に公表し、及び提供することに努めるものとする。

2 議会は、市民の議会と市政に対する関心をより高めるため、情報通信技術の発達に伴う多様な広報手段を活用し、議会活動の広報の充実に努めるものとする。

表紙写真の公募検討を行うべき。



2/1より、実際に公募を開始します！
詳細は2/1発行の議会だよりをご覧ください！



～まとめ～

- ① **条文の内容変更の必要は無し**
- ② **ただし、運用面で次回改選までに着手すべきことは多数**
- ③ **あらためて、議員一人一人が同条例を意識した議員活動を行うことを再確認**

ご清聴ありがとうございました！